

別表  
第1表(交通費)

旅費の種類	支給の対象	金額
交通費	出張にあっては勤務地から用務地、赴任にあっては旧住居から新住居への旅行について、当該旅行の路程に応じた次の旅客運賃等	
鉄道賃	1 その乗車に要する運賃 2 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、1に規定するもののほか、急行料金 3 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金 4 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、1から3までに規定するもののほか、特別車両料金 5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、1から4までに規定するもののほか、座席指定料金	旅客運賃等の実額
バス賃	その乗車に要する運賃	
船賃	1 その乗船に要する運賃( 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、教授、准教授、部課長及び教職員にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃並びに役員及び部局長以外の者にあっては下級の運賃) 2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金 3 役員又は部局長が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別船室料金 4 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、1から3までに規定するもののほか、座席指定料金	
航空賃	内国旅行 航空機の利用に要する旅客運賃	現に支払った旅客運賃
	外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあっては最上級の直近下位の級の運賃、役員及び部局長以外の者にあっては最上級の2位下位の級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、役員及び部局長以外の者にあっては下級の運賃 3 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃	
車賃	自家用車により走行した距離に応じた1km当たりの定額	1km当たり10円を乗じた額

- 備考：1 職員等が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は職員等もしくは職員等以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。
- 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるもの限り、部局長と同基準とすることができる。
- 3 車賃の項の距離について、1km未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第2表（内国旅行に係る日当及び宿泊料）

旅費の種類	支給の対象		金額
日 当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員 部局長	3,000円
		教授 准教授 部課長級	2,500円
		教職員	2,200円
		その他	1,500円
宿 泊 料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員 部局長	14,000円
		教授 准教授 部課長級	13,000円
		教職員	10,900円
		その他	8,500円

- 備考：1 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。
- 2 職員等以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による額とする。この場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は、別に定める。

第3表（外国旅行に係る日当及び宿泊料）

旅費の種類	支給の対象		金額		
			指定都市	甲地	乙地
日 当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員 部局長	8,000円	7,000円	5,000円
		教授 准教授 部課長級	7,000円	6,000円	5,000円
		教職員	6,200円	5,200円	4,200円
		その他	5,000円	4,000円	3,500円
宿 泊 料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員 部局長	25,000円	21,000円	17,000円
		教授 准教授 部課長級	22,000円	18,000円	15,000円
		教職員	19,300円	16,100円	12,900円
		その他	16,000円	13,000円	10,000円

備考：1 指定都市、甲地及び乙地の区分は、別図1に定めるとおりとする。

2 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。

4 職員等以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による額とする。この場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は、別に定める。

5 外国の教育研究機関等に所属する職員等以外の者を日本に招へいする場合（日本に滞在するこれらの者を本学が招へいする場合を含む。）における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による乙地の額とすることができる。

第4表（内国における赴任に係る移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額					
			100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 1,000km未満	1,000km以上 2,000km未満	2,000km以上
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地から新居住地までの距離に応じた定額	役員 部局長	70,000円	85,000円	110,000円	145,000円	150,000円	190,000円
		教授 准教授 部課長級 教職員	60,000円	75,000円	90,000円	125,000円	130,000円	160,000円

備考：旧居住地と新居住地の距離は、旧居住地の鉄道最寄り駅と新居住地の鉄道最寄り駅間の距離とする。

第5表（外国からの赴任に係る移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額					
			A地域	B地域	C地域	D地域	E地域	F地域
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地の地域区分に応じた定額		100,000円	150,000円	210,000円	230,000円	250,000円	270,000円

備考：各地域の区分は、別図2に定めるとおりとする。

第6表（内国における赴任に係る扶養親族移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合、当該職員等に対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該職員等に支給する第4表の移転料の同額
扶養親族移転料		12歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の2に相当する額を合わせた額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳未満6歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額
		6歳未満の者	交通費における航空賃の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに交通費における航空賃以外の実額を加算するものとする。

- 備考：1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。  
 2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第7表（外国からの赴任に係る扶養親族移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額
扶養親族移転料	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該職員等に対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該職員等に支給する第5表の移転料の同額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の2に相当する額を合わせた額
		12歳未満の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額

- 備考：1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。  
 2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8表（旅行雑費）

旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	外国への出張又は外国からの出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料（その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。） 予防注射料 入出国税の額 発券手数料 E S T A 登録料	実費額